



令和4年8月26日

徳島労働局長 伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和4年8月26日貴職から、令和4年8月10日付け徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合議長山本正美からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。



令和 4 年 8 月 26 日

徳島労働局長
伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 4 年 6 月 30 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。



徳労発基 0826 第 2 号
令和 4 年 8 月 26 日

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第 2 号）



徳労発基 0826 第 3 号
令和 4 年 8 月 26 日

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金（平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第 3 号）